

令和7年2月28日

令和7年第1回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和7年2月26日付託分)

附 属 資 料

政 策 局

目 次

ページ

1	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例関連の 新旧対照表	1
2	かながわボランティア活動推進基金21条例 新旧対照表	13
3	住民基本台帳法施行条例 新旧対照表	14
4	神奈川県統計調査条例 新旧対照表	15
5	附属機関の設置に関する条例 新旧対照表（政策局関係）	16
6	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法 人等を定める条例 新旧対照表	17

1 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例関連の新旧対照表

〈第1条関係〉

神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）新旧対照表

改 正	現 行
第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)	第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)

神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第1号）新旧対照表

改 正	現 行
(罰則) 第53条 第31条第1項の規定に違反した者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) (略) 3 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 4～7 (略)	(罰則) 第53条 第31条第1項の規定に違反した者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) (略) 3 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 4～7 (略)

神奈川県立自然公園条例（昭和34年神奈川県条例第6号）新旧対照表

改 正	現 行
第42条 第16条又は第22条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) (略)	第42条 第16条又は第22条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) (略)

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年神奈川県条例第26号）新旧対照表

改 正	現 行
(罰則) 第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 2 (略)	(罰則) 第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 2 (略)

神奈川県迷惑行為防止条例（昭和 38 年神奈川県条例第 26 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(罰則)</p> <p>第15条 第3条の規定に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第16条 常習として前条第1項の違反行為をした者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 常習として前条第3項の違反行為をした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 常習として前条第4項の違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 常習として前条第5項の違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第15条 第3条の規定に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第16条 常習として前条第1項の違反行為をした者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 常習として前条第3項の違反行為をした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 常習として前条第4項の違反行為をした者は、6月以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 常習として前条第5項の違反行為をした者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

神奈川県県税条例（昭和 45 年神奈川県条例第 26 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第78条 第35条第2項の規定に違反して、同条第1項の帳簿を保存しなかつた者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第78条 第35条第2項の規定に違反して、同条第1項の帳簿を保存しなかつた者は、1年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p>

自然環境保全条例（昭和 47 年神奈川県条例第 52 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)</p>	<p>第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)</p>

神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年神奈川県条例第 36 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(罰則)</p> <p>第20条 第2条第1項に規定する登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第20条 第2条第1項に規定する登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者は、1年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p>

第21条 第12条の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は5万円以下の罰金に処する。	第21条 第12条の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は5万円以下の罰金に処する。
---	--

拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例（平成4年神奈川県条例第36号）新旧対照表

改 正	現 行
(罰則) 第9条 第4条の規定による警察官の命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は20万円以下の罰金に処する。 2 (略)	(罰則) 第9条 第4条の規定による警察官の命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は20万円以下の罰金に処する。 2 (略)

神奈川県土地利用調整条例（平成8年神奈川県条例第10号）新旧対照表

改 正	現 行
第21条 第15条の規定による知事の命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第21条 第15条の規定による知事の命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）新旧対照表

改 正	現 行
第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) (略)	第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) (略)
第120条 第54条第2項、第55条第2項、第56条第3項、第56条の5第3項又は第113条の7第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第120条 第54条第2項、第55条第2項、第56条第3項、第56条の5第3項又は第113条の7第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
第121条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)	第121条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)

神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）新旧対照表

改 正	現 行
(罰則) 第34条 第19条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第34条 第19条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

神奈川県砂防指定地の管理に関する条例（平成15年神奈川県条例第8号）新旧対照表

改 正	現 行
(罰則)	(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(6) (略)	第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(6) (略)
--	---

神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例（平成 15 年神奈川県条例第 73 号）新旧対照表

改 正	現 行
(罰則) 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 2・3 (略)	(罰則) 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 2・3 (略)

神奈川県統計調査条例（平成 20 年神奈川県条例第 54 号）新旧対照表

改 正	現 行
(罰則) 第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 2 (略)	(罰則) 第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 2 (略)
第15条 第12条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第15条 第12条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)	第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)

神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）新旧対照表

改 正	現 行
(罰則) 第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) (略) 2 (略)	(罰則) 第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) (略) 2 (略)
第33条 第18条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第33条 第18条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

神奈川県薬物濫用防止条例（平成 27 年神奈川県条例第 10 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(罰則)</p> <p>第21条 第16条の規定による命令（第15条第1号に掲げる者に係るものに限る。）に違反した者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第21条 第16条の規定による命令（第15条第1号に掲げる者に係るものに限る。）に違反した者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

神奈川県行政不服審査会条例（平成 28 年神奈川県条例第 17 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(罰則)</p> <p>第15条 第3条第5項（第5条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第15条 第3条第5項（第5条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

神奈川県個人情報保護審査会条例（令和 4 年神奈川県条例第 64 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(罰則)</p> <p>第15条 第4条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第15条 第4条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

神奈川県個人情報保護条例を廃止する条例（令和 4 年神奈川県条例第 88 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>附 則</p> <p>8 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する行政文書（旧条例第2条第6号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したも</p>	<p>附 則</p> <p>8 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する行政文書（旧条例第2条第6号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したも</p>

<p>のに限る。) (その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。) をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>9 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>11 附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>のに限る。) (その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。) をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>9 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>11 附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>
--	---

〈第2条関係〉

集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和25年神奈川県条例第69号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(罰則)</p> <p>第5条 第2条の規定による許可申請書に虚偽の事実を記載してこれを提出した主催者及び第1条の規定、第2条の規定による記載事項、第3条第1項ただし書の規定による条件又は同条第3項の規定に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の主催者、指導者又はせん動者は、これを1年以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第5条 第2条の規定による許可申請書に虚偽の事実を記載してこれを提出した主催者及び第1条の規定、第2条の規定による記載事項、第3条第1項ただし書の規定による条件又は同条第3項の規定に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の主催者、指導者又はせん動者は、これを1年以下の<u>懲役</u>若しくは<u>禁錮</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p>

〈第3条関係〉

職員の分限に関する条例（昭和26年神奈川県条例第53号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(失職の例外)</p> <p>第6条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第7条に規定する校長及び教員を除く。）のうち、その刑に係る罪を公務上自動車又は原動機付自転車を運転中に過失により犯した者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第6条 任命権者は、<u>禁こ</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第7条に規定する校長及び教員を除く。）のうち、その刑に係る罪を公務上自動車又は原動機付自転車を運転中に過失により犯した者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p>

市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例（昭和31年神奈川県条例第35号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>（失職の例外）</p> <p>第6条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された県費負担教職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第7条に規定する校長及び教員を除く。）のうち、その刑に係る罪を公務上自動車又は原動機付自転車を運転中に過失により犯した者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（失職の例外）</p> <p>第6条 任命権者は、<u>禁こ</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された県費負担教職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第7条に規定する校長及び教員を除く。）のうち、その刑に係る罪を公務上自動車又は原動機付自転車を運転中に過失により犯した者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 （略）</p>

〈第4条関係〉

職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第7号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>（退職手当の支払の差止め）</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>（1） 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>（2） （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った任命権者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場</p>	<p>（退職手当の支払の差止め）</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>（1） 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>（2） （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った任命権者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場</p>

合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第2項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手

合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第2項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手

<p>当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 (略)</p>
---	--

〈第5条関係〉

職員給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号)新旧対照表

改正	現行
<p>第15条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分</p>	<p>第15条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分</p>

<p>を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第15条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第15条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>
--	---

〈第6条関係〉

学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)新旧対照表

改 正	現 行
<p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離</p>	<p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離</p>

<p>職した職員（前2号に掲げる者を除く。） で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第19条の3 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>職した職員（前2号に掲げる者を除く。） で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第19条の3 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>
--	--

〈第7条関係〉

神奈川県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年神奈川県条例第31号）新旧対照表

改 正	現 行
(年金の支給停止)	(年金の支給停止)

<p>第11条 年金の支給をされている心身障害者（以下「年金受給権者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事実が生じた日の属する月の翌月から当該事実が消滅した日の属する月の前月までの間、年金の支給を停止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>に処せられ、その刑の執行を受けているとき。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第11条 年金の支給をされている心身障害者（以下「年金受給権者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事実が生じた日の属する月の翌月から当該事実が消滅した日の属する月の前月までの間、年金の支給を停止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>懲役又は禁錮</u>の刑に処せられ、その刑の執行を受けているとき。</p> <p>(3) (略)</p>
---	--

〈第8条関係〉

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（平成23年神奈川県条例第48号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(欠格事由)</p> <p>第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行わないものとする。</p> <p>(1) その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>(欠格事由)</p> <p>第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行わないものとする。</p> <p>(1) その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p>

2 かながわボランティア活動推進基金21条例（平成13年神奈川県条例第10号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第7条（略） （神奈川県ボランティア活動推進基金審査会への諮問）</p> <p>第8条 知事は、次に掲げる場合には、その公平性及び透明性を確保するため、神奈川県ボランティア活動推進基金審査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）前条第1号の負担又は同条第2号の補助の対象となる事業を決定しようとするとき。<u>ただし、第3条第1項第2号オに掲げる寄附金の寄附を行う者が指定したボランティア団体等が行う公益を目的とする事業を、当該者が寄附した額の範囲内で前条第2号の補助の対象となる事業に決定しようとするときを除く。</u></p> <p>（3）・（4）（略）</p> <p>第9条（略）</p>	<p>第1条～第7条（略） （神奈川県ボランティア活動推進基金審査会への諮問）</p> <p>第8条 知事は、次に掲げる場合には、その公平性及び透明性を確保するため、神奈川県ボランティア活動推進基金審査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）前条第1号の負担又は同条第2号の補助の対象となる事業を決定しようとするとき。</p> <p>（3）・（4）（略）</p> <p>第9条（略）</p>

3 住民基本台帳法施行条例（平成21年神奈川県条例第86号）新旧対照表

改 正		現 行	
別表第2（第3条関係） 1～9（略） （削除）		別表第2（第3条関係） 1～9（略） 10 <u>生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	
別表第3（第4条関係）		別表第3（第4条関係）	
提供を受ける知事以外の県の執行機関	事務	提供を受ける知事以外の県の執行機関	事務
1～3（略）	（略）	1～3（略）	（略）
4 神奈川県公安委員会	道路交通法による同法第100条の2第1項の再試験の実施、第101条の7第1項の臨時の認知機能検査、第102条第1項から第5項までの臨時の適性検査、同条第1項から第4項までの医師の診断書の提出、第103条第1項、第2項若しくは第4項、第104条の2の2第1項、第2項若しくは第4項、第104条の2の3第3項若しくは第104条の2の4第1項、第2項若しくは第4項の規定による免許の取消し、第103条第1項若しくは第4項若しくは第104条の2の3第1項若しくは第3項の規定による免許の効力の停止又は第108条の2第1項第10号若しくは第12号から第16号までの講習の実施に関する事務であって規則で定めるもの	4 神奈川県公安委員会	道路交通法による同法第100条の2第1項の再試験の実施、第101条の7第1項の臨時の認知機能検査、第102条第1項から第5項までの臨時の適性検査、同条第1項から第4項までの医師の診断書の提出、第103条第1項、第2項若しくは第4項、第104条の2の2第1項、第2項若しくは第4項、第104条の2の3第3項若しくは第104条の2の4第1項、第2項若しくは第4項の規定による免許の取消し、第103条第1項若しくは第4項若しくは第104条の2の3第1項若しくは第3項の規定による免許の効力の停止又は第108条の2第1項第10号若しくは第12号から第14号までの講習の実施に関する事務であって規則で定めるもの
5（略）	（略）	5（略）	（略）

5 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）新旧対照表（政策局関係）

改 正				現 行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関 の属する 執行機関	附属機 関	設置目的	委員の 数	附属機関 の属する 執行機関	附属機 関	設置目的	委員の 数
知事	(削 除)			知事	神奈川 県統計 報告調 整審議 会	神奈川県が行う各種統計 事務につき知事その他の 執行機関（公安委員会を 除く。）の諮問に応じて 調査審議し、その結果を 報告し、又は意見を建議 すること。	15人以 内
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

6 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例
(平成24年神奈川県条例第39号) 新旧対照表

改 正			現 行		
別表			別表		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県税条例第10条第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県税条例第10条第2項の期間
(削除)			<u>特定非営利活動法人たすけあいあさひ</u>	<u>横浜市旭区四季美台28-1</u>	<u>令和2年4月1日から令和7年3月31日まで</u>
(略)			(略)		
NPO法人ぶかぶか	<u>横浜市青葉区鴨志田町66番地1</u>	(略)	NPO法人ぶかぶか	<u>横浜市緑区霧が丘四丁目17番3号</u>	(略)
(削除)			<u>特定非営利活動法人かながわ森林インストラクターの会</u>	<u>厚木市中町二丁目13番14号サンシャインビル604号</u>	<u>令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</u>
(略)			(略)		
特定非営利活動法人だんだんの樹	<u>横浜市泉区弥生台27番地2</u>	(略)	特定非営利活動法人だんだんの樹	<u>横浜市泉区領家二丁目6番地の1</u>	(略)
(略)			(略)		